

平成27年10月14日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案について
(平成27年10月14日 諮問第25号)

[海外から持ち込まれる無線設備の利用に関する制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局基幹通信課

(臼井課長補佐、岡本係長)

電話：03-5253-5886

電波法施行規則等の一部を改正する省令案について (海外から持ち込まれる無線設備の利用に関する制度の整備)

1 諮問の概要

我が国において無線局を開設しようとする者は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 4 条に基づき、原則として総務大臣の免許を受ける必要があり、例外として、無線 LAN に用いられる Wi-Fi 端末等を使用する無線局については、小電力の特定の用途に使用する無線局として適合表示無線設備のみを使用する場合には、免許不要局として開設することができる。

2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、観光立国が推進される中で、海外から多くの観光客等の来日が見込まれており、訪日観光客等の滞在環境の向上に向けた ICT 利用環境の向上が求められている。そのため、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号。以下「法」という。）による電波法改正において、訪日観光客等が自ら持ち込む Wi-Fi 端末等の無線設備を使用して無線局を開設しようとする場合に、当該無線設備が電波法第 3 章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する等の条件を満たす場合には、一定の期間に限り適合表示無線設備とみなすことで、免許を取得することなく我が国で利用することを可能とする規定の整備が行われたところである。

これを踏まえ、対象となる無線局及び利用可能な期間を規定するため、関係省令の一部改正を行うものである。

2 改正概要

(1) 対象となる無線局を規定【施行規則第 6 条の 2 の 3】

総務省令で定める無線局として、小電力データ通信システムの無線局（Wi-Fi 端末及び Bluetooth 端末）のうち、2.4GHz 帯、5.2GHz 帯、5.3GHz 帯及び 5.6GHz 帯の周波数の電波を使用するものを規定。

※当該無線局の用途は総務大臣が別に告示。

(2) 利用可能な期間を規定【施行規則第 6 条の 3】

訪日観光客等の入国の日から 90 日と規定。

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに関係省令を改正し、法の施行の日（公布の日（平成 27 年 5 月 22 日）から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行。

～海外から持ち込まれる無線設備の利用に関する制度の整備～

諮問の概要

- 総務省令で定める無線局として、小電力データ通信システムの無線局（Wi-Fi端末及びBluetooth端末）のうち、2.4GHz帯、5.2GHz帯、5.3GHz帯及び5.6GHz帯の周波数の電波を使用するものを規定。
- 利用可能な期間を訪日観光客等の入国の日から90日と規定。

Wi-Fi端末及びBluetooth端末

改正前に免許不要局として利用可能であったもの

適合表示無線設備



以下のいずれかに該当するもの。

- 電波法の技術基準への適合性について確認※されており、その旨表示したもの。

※確認方法は、技術基準適合証明(第38条の7)、工事設計認証(第38条の26)、技術基準適合自己確認(第38条の35)がある。

- 外国との相互承認協定(MRA)に基づき、外国の適合性評価機関により電波法の技術基準への適合性について確認されており、その旨表示したもの。

新たに免許不要局として利用可能となるもの

我が国の技術基準に相当する技術基準に適合する無線設備

我が国の技術基準に相当する技術基準（国際標準）に適合するもの。
（ITU-R勧告M. 1450-5等に定める技術基準に準拠しているもの。）

上記であって、かつ、下記の要件を満たすもの。

- 2.4GHz帯、5.2GHz帯、5.3GHz帯及び5.6GHz帯の周波数の電波を使用。 諮問事項
- 訪日観光客等が、海外から持ち込み、我が国に入国してから滞在する一定期間（90日）使用。 諮問事項

海外から持ち込まれる無線設備の利用に関する制度の整備

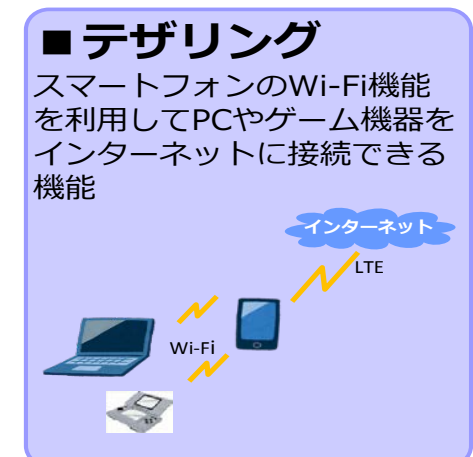
■ 対象となる無線局（小電力データ通信システム）【施行規則第6条の2の3】

○ Wi-Fi端末

2.4GHz帯、5.2GHz帯、5.3GHz帯及び5.6GHz帯の周波数の電波を使用し、適合表示無線設備のアクセスポイント（AP）を介した通信が可能。なお、2.4GHz帯については、テザリングの通信も可能。



アクセスポイントを介した通信のイメージ



テザリングのイメージ

○ Bluetooth端末

■ 一定の期間【施行規則第6条の3】

訪日観光客が短期滞在の査証が免除される国・地域からの来訪者に対応する在留期間は基本的に90日とされていることを踏まえ、Wi-Fi端末等が持ち込まれた日（入国の日）から90日とする。

(参考) 本改正に関する電波法関係条文

※下線が改正部分

(無線局の開設)

第四条

一～二 (略)

三 空中線電力が一ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、次条の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの

四 (略)

2 本邦に入国する者が、自ら持ち込む無線設備（次章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合しているものに限る。）を使用して無線局（前項第三号の総務省令で定める無線局のうち、用途及び周波数を勘案して総務省令で定めるものに限る。）を開設しようとするときは、当該無線設備は、適合表示無線設備でない場合であつても、同号の規定の適用については、当該者の入国の日から同日以後九十日を超えない範囲内で総務省令で定める期間を経過する日までの間に限り、適合表示無線設備とみなす。この場合において、当該無線設備については、同章の規定は、適用しない。

平成 2 7 年 1 0 月 1 4 日

無線設備規則の一部を改正する省令案について
(平成 2 7 年 1 0 月 1 4 日 諮問第 2 6 号)

[人体側頭部に近接して使用する無線機器等に対する
比吸収率の測定方法等に関する制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、太田係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課

(篠澤課長補佐、吉田係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 9 0 5

無線設備規則の一部を改正する省令案について

—人体側頭部に近接して使用する無線機器等に対する 比吸収率の測定方法等に関する制度整備—

1 諮問の概要

携帯電話端末等の人体側頭部に近接して使用される無線機器等については、安全性確保のため電波防護指針を基に比吸収率の許容値及び測定方法を規定(測定方法の対象周波数は 300MHz から 3 GHz まで)している。近い将来に 3 GHz 以上の周波数帯を利用する無線設備が人体側頭部に近接して使用されることが想定されることや国際電気標準会議において比吸収率の測定方法に関する国際規格の上限周波数を 6 GHz まで拡張する等の規格改定の議論が進展していることを受け、情報通信審議会において、「携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法」のうち「人体側頭部に近接して使用する無線機器等に対する比吸収率の測定方法」に関する審議が行われた。審議の結果、対象周波数帯の拡張に加え、複数帯域同時送信時の比吸収率測定方法を新たに規定する等、人体側頭部の比吸収率の測定方法を改定する旨の答申が行われた。

本件は、この答申を踏まえ、人体側頭部に近接して使用する無線機器等に対する比吸収率の測定方法を改定するため、無線設備規則の一部改正を行うものである。

2 改正の概要

人体側頭部に近接して使用する無線設備について、複数帯域同時送信時の比吸収率測定方法を規定する。

(無線設備規則第 14 条の 2 関係)

3 施行期日

公布の日から施行。

背景

- 人体に近接して使用される無線設備については、安全性確保のため、比吸収率(SAR)※¹の許容値が電波防護指針※²により定められている。この指針値は6GHzまで定められており、電波法令にも規制値として採用されている。(無線設備規則第14条の2)
- SARの測定方法は、国際電気標準会議(IEC)の国際規格を基に情報通信審議会で答申。いずれも総務省告示に反映されてきた。(平成25年総務省告示第324号)
 - ・ 人体側頭部の測定方法(側頭部SAR)は、300 MHzから3 GHzまでの周波数帯に関し、平成17年度答申※³。
 - ・ 人体側頭部以外の測定方法(Body-SAR)は、30 MHzから6 GHzまでの周波数帯に関し、平成23年度答申※⁴。
- 近い将来、3 GHz以上の周波数帯を利用する無線設備が人体側頭部に近接して使用されることが想定されている(我が国においても、来年3月には、3.5 GHz帯を使用する第4世代携帯電話端末(LTE-Advanced)の実用化が見込まれている。)。そのため、IECにおいて、当該国際規格の上限周波数を6 GHzまで拡張する等の規格改定の議論が進展してきている。これらを受けて、3 GHz以上の周波数帯における人体側頭部のSAR測定方法について、国際規格と整合性を確保した見直しを行うものである。

※¹: Specific Absorption Rate。生体が電磁界にさらされることによって単位質量の組織に単位時間に吸収されるエネルギー量。

※²: 電気通信技術審議会 諮問第89号「電波利用における人体防護の在り方」に関する答申(平成9年4月)において3GHzまで指針値が定められた。その後、諮問第2030号「局所吸収指針の在り方」に関する答申(平成23年5月)により指針値の適用上限周波数が6GHzまで拡張されている。

※³: 電気通信技術審議会諮問第118号「携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法」のうち、「人体側頭部の側で使用する携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法」

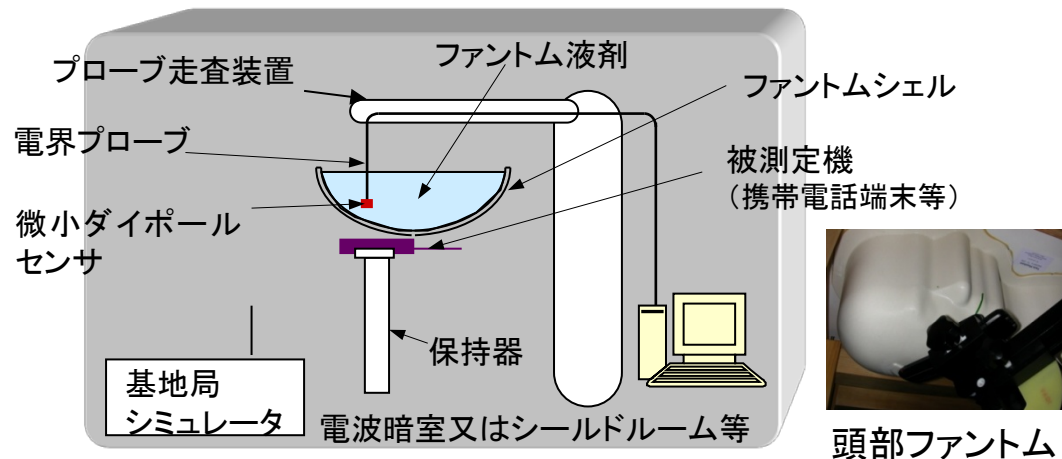
※⁴: (同上) のうち、「人体側頭部を除く人体に近接して使用する無線機器等に対する比吸収率の測定方法」に関する一部答申

【測定方法の比較】 側頭部SAR / Body-SAR

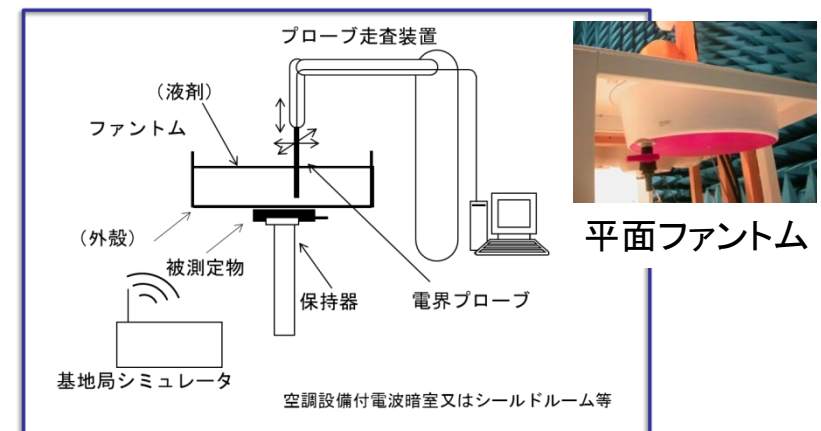
	側頭部SAR 【現行】 ⇒ 【改定】	Body-SAR
➤ 答申	平成18年1月	平成23年10月
➤ 対応IEC規格	IEC62209-1	IEC62209-2
➤ 対象機器	人体側頭部に近接して使用する無線設備 (主に携帯電話(通話))	人体の側頭部以外の部分に20cm以内に 近接して使用する無線設備 (主に携帯電話(メール・ネット)やノートPC)
➤ 対応周波数帯	300MHzから3GHzまで ⇒ 300MHzから6GHzまで	30MHzから6GHzまで
➤ 複数周波数帯同時発射※	規定無 ⇒ 規定有	規定有
➤ 高速SAR、測定数削減	規定無 ⇒ 規定有	規定有

※:同一筐体内に複数の無線設備を内蔵する端末。例えば、スマートフォンは携帯電話設備と無線LAN設備を内蔵している。

人体側頭部SARの測定(概略図)



人体Body-SARの測定(概略図)



- 情通審の一部答申(平成27年7月17日)を受けて、人体側頭部のSAR測定方法改定に関する制度整備を行う。

主な改定内容

○ 複数帯域同時送信時のSAR測定法を規定

複数の周波数帯域の電波を同時送信する無線設備に対応するため、複数帯域同時送信時のSAR測定法を新たに規定(無線設備規則第14条の2第2項)。

<参考:以下、答申を受けて、告示等で規定>

○ 対象周波数帯の拡張

対象周波数帯の上限を3GHzから6GHzに拡張(測定に使用する液剤の電気的特性の規定を、3GHzを超え6GHz以下の部分について追加)。

○ 高速SAR測定手順を規定

特に複数の周波数帯や通信方式を有する無線設備では、局所最大SARを決定するためには多くの測定が必要となり、多大な測定時間を要することが予想される。そのため、多くの測定条件から必要な測定を選別する方法として、高速SAR測定手順を新たに規定。

○ SAR測定数削減法を規定

高速SAR測定手順と同様に、必要な測定を選別する方法として、測定数を削減することができる条件と、具体的削減手順について新たに規定。

○ その他

その他、測定の不確かさの補正などを新たに規定。また、60GHz帯小電力データ通信システムの無線局については、人体に近接した利用形態が想定されていないことを前提として、人体への安全性を確保させるための一定の条件下、人体側頭部への比吸収率の規定の適用を除外。

平成 27 年 10 月 14 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案について
(平成 27 年 10 月 14 日 諮問第 27 号)

[ラジオネットワークの強靱化に関する技術基準導入のための制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、太田係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(棚田課長補佐、杉本係長、宇野係長)

電話：03－5253－5786

電波法施行規則等の一部を改正する省令案について

ーラジオネットワークの強靱化に関する技術基準導入のための制度整備ー

1 諮問の概要

「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」（座長：山本 隆司 東京大学大学院法学政治学研究科教授）中間取りまとめ（平成 25 年 7 月 17 日）においては、ラジオネットワークの強靱化を図る観点から、VHF 帯 STL/TTL^{※1}の周波数（60MHz 帯、160MHz 帯）の活用を図るためのコミュニティ放送などのステレオ放送の番組中継回線の導入、FM ラジオ放送（FM 補完中継局を含む）の放送区域に発生する極小規模な難聴地域を解消するためのラジオのギャップフィラー^{※2}の導入についての提言がなされてきたところである。

このため、情報通信審議会において「放送システムに関する技術的条件」のうち「ラジオネットワークの強靱化に関する技術的条件」について検討を行い、本年 7 月 17 日に一部答申され、今般、同答申に沿って技術基準の整備を行うものである。

※1 STL とは、放送局（演奏所）から親局（送信所）までを結ぶ番組中継回線をいい、TTL とは、親局（送信所）又は中継放送所（送信所）から中継放送所（送信所）までを結ぶ番組中継回線のことをいう。

※2 ギャップフィラーとは、放送の電波が山間部などの地理的条件や高層ビルなどの建造物で遮られ電波が届かない地域に小さな出力の電波で難視聴地域を解消する中継設備をいう。

2 改正省令の概要

- (1) VHF 帯 STL/TTL の周波数（60MHz 帯、160MHz 帯）の活用を図るコミュニティ放送などのステレオ放送の番組中継回線の導入のため、これに必要な技術基準を整備
- (2) FM ラジオ放送（FM 補完中継局を含む）の放送区域に発生する極小規模な難聴地域を解消するためのラジオのギャップフィラーの導入のため、これに必要な技術基準を整備
- (3) 当該ギャップフィラーの定期検査を要しないこととするための規定を整備
- (4) 当該ギャップフィラーの無線設備を技術基準適合証明の対象とするため、これに必要な規定を整備
- (5) その他所要の規定の整備

3 施行期日

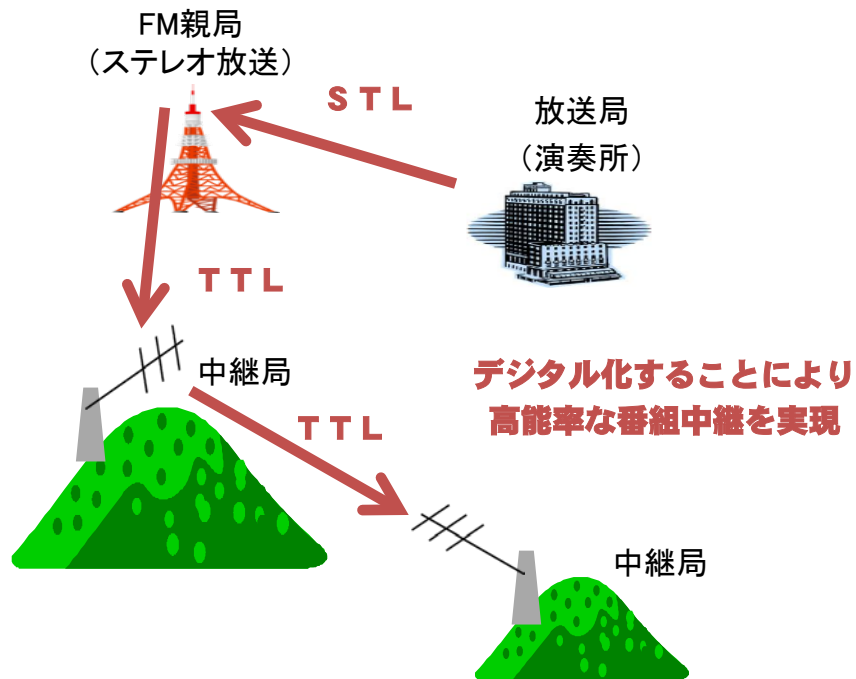
答申を受けた場合は、速やかに関係省令を改正予定（公布日の施行を予定）。

ラジオネットワークの強靱化のための関係省令案

STL/TTL回線の高度化

- 60MHz帯、160MHzの音声STL／TTL(注)は、AM放送のモノラルが中心
- これをデジタル化することにより、FM放送の番組中継をステレオで行えるようにする

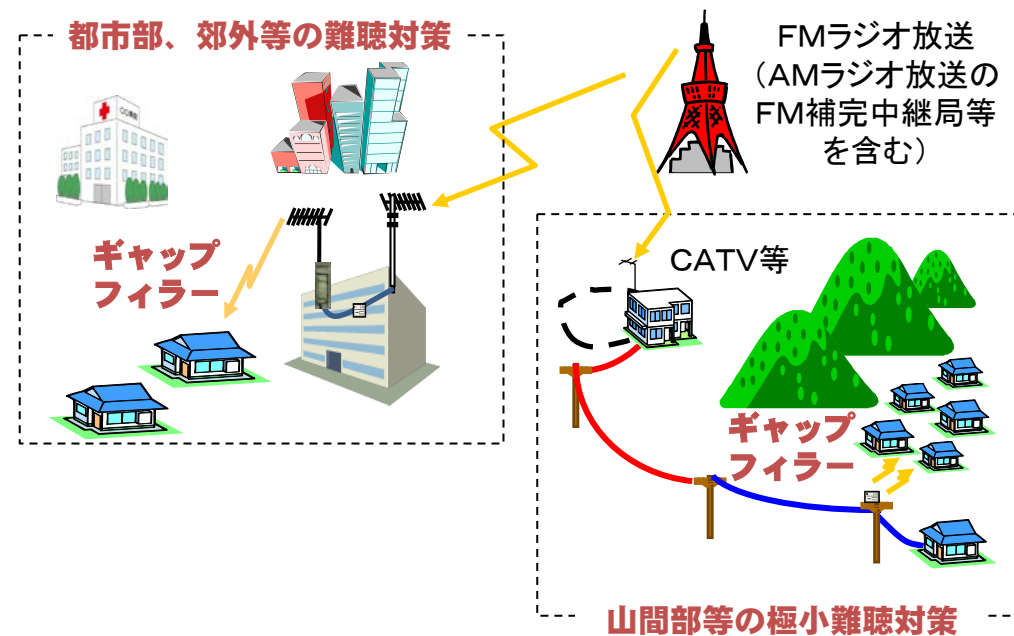
(注) STL: Studio to Transmitter Link TTL: Transmitter to Transmitter Link



STLとは、放送局(演奏所)と親局(送信所)を結ぶ番組中継回線をいい、TTLとは、親局(送信所)又は中継放送所(送信所)から中継放送所(送信所)までを結ぶ番組中継回線のことをいう。

ラジオのギャップフィラーの整備

- AMラジオ放送において、難聴地域が一定程度存在
→ H26.3 AMラジオ放送のFM補完局の制度整備
- FMラジオ放送においても、極小規模な難聴地域が一定程度存在
→ 新たにラジオのギャップフィラーの制度整備



ギャップフィラーとは、山間部、地下街などの遮蔽空間やビル陰など、放送の受信が困難な地域(難視聴地域)において、小さな出力の電波により難視聴地域を解消する中継設備をいう。これにより放送事業者以外の者(市町村、ビルオーナー等)が設置することを可能とするもの。

改正の概要

1 VHF帯STL/TTLの技術基準関係

VHF帯STL/TTLの周波数(60MHz帯、160MHz帯)の活用を図るためのコミュニティ放送などのステレオ放送の番組中継回線の導入のため、これに必要な技術基準の規定を整備する。

(→ 無線設備規則第37条の27の22、第57条の3、第57条の3の2、同別表第1号及び同別表第2号関係)

2 ラジオのギャップフィラーの技術基準関係

FMラジオ放送(FM補完中継局を含む)の放送区域に発生する極小規模な難聴地域を解消するためのラジオのギャップフィラーの導入のため、これに必要な技術基準の規定を整備する。

(→ 無線設備規則第14条、第36条の3、第37条及び別図第2号関係)

3 定期検査関係

当該ギャップフィラーの定期検査を要しないこととするための規定を整備する。

(→ 電波法施行規則第41条の2の6関係)

4 技術基準適合証明関係

当該ギャップフィラーの無線設備を技術基準適合証明の対象とするため、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則に追加する。

(→ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条、同別表第1号及び同別表第2号関係)

5 その他

その他規定の整備

VHF帯デジタルSTL／TTLの技術基準

項目	技術基準			
周波数帯	60MHz帯又は160MHz帯（VHF帯アナログSTL／TTLでも使用されている。）			
周波数の許容偏差	10×10^{-6}			
占有周波数帯幅の許容値	96kHz			
空中線電力	※ 5W以下			
空中線電力の許容偏差	上限20%、下限50%			
不要発射の強度の許容値	周波数帯	空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス 発射の強度の許容値	スプリアス領域における 不要発射の強度の許容値
	60MHz帯	1Wを超える もの	1mW以下であり、かつ、基本周波数の 平均電力より80dB低い値	基本周波数の搬送波電力より 60dB低い値
		1W以下	100μW以下	50μW以下
	160MHz帯	1Wを超える もの	1mW以下であり、かつ、基本周波数の 平均電力より60dB低い値	基本周波数の搬送波電力より 60dB低い値
		1W以下	100μW以下	50μW以下

※ 電波法関係審査基準において規定

ラジオのギャップフィルターの技術基準

項目	技術基準	
周波数	76MHz～95MHz	
周波数の許容偏差 (周波数安定度)	20×10^{-6}	
	〔 ※ 送信点相互の周波数偏差の目標は0Hzとし、 搬送波の周波数安定度についても同一とする。 〕	
占有周波数帯幅の許容値	200kHz	
空中線電力	250mW以下	
空中線電力の許容偏差	上限50%、下限50%	
不要発射の強度の許容値	帯域外領域におけるスプリアス 発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射 の強度の許容値
	100 μ W以下	25 μ W以下

※ 電波法関係審査基準において規定

(最大9波の電波発射を想定)

項目	技術基準	
周波数	470MHz～710MHz	
周波数の許容偏差	20kHz	
	SFN運用の関係にある局間は、上記の許容偏差を満足した上で局間相互の相対偏差が10Hz以内であるものとする。	
占有周波数帯幅の許容値	5.7MHz	
空中線電力	50mW以下	
空中線電力の許容偏差	上限50%、下限50%	
不要発射の強度の許容値	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
	100 μ W以下	25 μ W以下

(最大8波の電波発射を想定)

平成27年10月14日

99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送局の
予備免許について
(平成27年10月14日 諮問第28号)

[近畿広域圏「V-Lowマルチメディア放送」親局の予備免許]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(石丸課長補佐、榊原係長)

電話：03-5253-5793

**99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する
移動受信用地上基幹放送局の予備免許について
～近畿広域圏「V-Lowマルチメディア放送」親局の予備免許～**

平成27年10月14日
情報流通行政局

背景

- 地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い利用可能となった周波数帯域の一部(99MHzを超え108MHz以下)を使用し、地方ブロックを放送対象地域とした移動受信用地上基幹放送(以下「V-Lowマルチメディア放送」という。)について、平成25年に制度整備を行い、平成26年7月にV-Lowマルチメディア放送の特定基地局に係る株式会社VIPの開設計画を認定し、本年6月に九州・沖縄広域圏、同年7月には関東・甲信越広域圏の親局免許をそれぞれ交付したところ。
- 今般、株式会社VIPから、近畿広域圏について、電波法(昭和25年法律第131号)第6条第2項の規定に基づき、無線局(親局)開設の申請がなされたもの。
- 審査の結果、同法第7条第2項各号の規定に適合していると認められるので、同法第8条1項の規定に基づき予備免許を与えることとしたい。

〔これまでの経緯〕

平成25年 9月	「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」の公表
平成25年12月	制度整備(改正省令等公布・施行)
平成26年 7月	株式会社VIPから申請があった特定基地局の開設計画(全7地域)に対して総務大臣の認定(「関東・甲信越」、「九州・沖縄」、「近畿」、「東北」、「東海・北陸」及び「中国・四国」の各広域圏並びに「北海道」)
平成27年 6月	V-Low福岡局(九州・沖縄広域圏V-Lowマルチメディア放送親局)に対して予備免許
平成27年 7月	V-Low東京局(関東・甲信越広域圏V-Lowマルチメディア放送親局)に対して予備免許

申請の概要

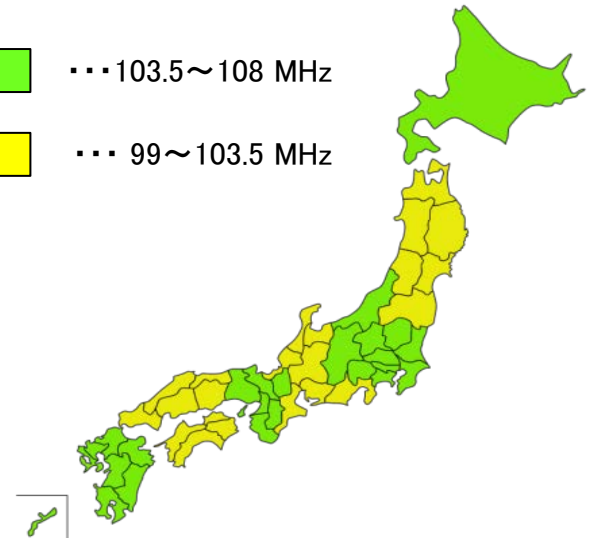
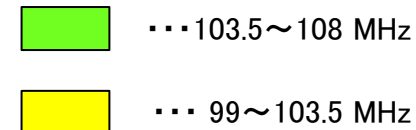
(1) 申請者	株式会社VIP(代表取締役社長 仁平 成彦)
(2) 無線局の名称	V-Low大阪(近畿広域圏V-Lowマルチメディア放送親局)
(3) 運用開始の予定期日	予備免許の日から6月以内の日
(4) 希望する周波数及び空中線電力	103.5MHzから108MHzまで 10kW
(5) 無線設備の設置場所	奈良県生駒市

申請者の概要

(1) 本社所在地	東京都千代田区麴町
(2) 設立	平成26年1月16日
(3) 資本金	40億円
(4) 出資者	BIC株式会社
(5) 主な事業	マルチメディア放送の基幹放送局提供事業
(6) 役員(常勤)	
代表取締役社長	仁平 成彦 (兼 株式会社エフエム東京 マルチメディア放送事業本部副本部長)
取締役	小田 慎也 (兼 株式会社エフエム東京 マルチメディア放送事業本部開発部長)
	川島 修 (兼 株式会社エフエム東京総務局技術部長)
監査役	東 和志 (兼 株式会社エフエム東京 執行役員グループ経営管理室長 BIC株式会社監査役)

使用可能な周波数

- ・ 東北広域圏、東海・北陸広域圏、中国・四国広域圏
99MHz～103.5MHz以下
- ・ 近畿広域圏、関東・甲信越広域圏、九州・沖縄広域圏、北海道
103.5MHz～108MHz以下



審査結果

以下に照らし審査した結果、いずれも適合していると認められる(主な審査結果の概要は以下のとおり。)

- ・ 電波法第7条第2項第1号(工事設計等の技術基準への適合性)
- ・ 同 第2号(周波数の割当可能性)
- ・ 同 第3号(業務を維持するに足る経理的基礎、技術的能力の有無)
- ・ 同 第7号(基幹放送局の開設の根本的基準への適合性) 等

(1)技術基準等への適合性

⇒ 以下の項目について審査したところ、いずれも適合しているものと認められる。

- ・ 工事設計の電波法第3章に定める無線設備の技術基準への適合性
- ・ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の放送法第121条第1項の技術基準等への適合性
- ・ 業務を維持するに足る技術的能力の有無
- ・ 周波数の割当可能性
- ・ 基幹放送局の開設の根本的基準への適合性

(※電波の発射に条件あり)

(2)特定基地局の開設指針への適合性

- ・ 申請者の特定基地局の開設計画は、平成26年7月15日に総務大臣の認定を受けたもの。
- ・ 本申請では、計画認定時と比べて特定基地局整備の後ろ倒し等が生じているものの、特定基地局の開設指針等の各規定(世帯カバー率等)には適合していると認められる。

(3) 業務を維持するに足る経理的基礎等の有無

7月の東京親局の予備免許時点での事業計画を見直し・変更。

○事業収支見積り

収入、支出が適切に計上されており、平成29年度に当期純利益が単年度黒字に転換し、利益剰余金が確保される計画となっている。

(百万円)

・売上高:主にソフト事業者からの放送局設備供給役務料金収入を計上。

(設備投資資金の調達計画の見直し(増額)を行い、放送局設備供給役務料金を平成27年度及び28年度について見直し(減額)した。)

・営業費用:技術費、減価償却費、受信障害対策費、電波利用料等を計上。
減価償却費は主に特定基地局の整備に係るもの。

(平成31年度までの5年間で大規模・中規模局62局、小規模局133局、計195局(約176億円)を整備予定。)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
売上高	65	1,959	5,698	7,460	10,996
営業費用	1,242	2,607	3,510	3,773	4,815
営業利益	△1,177	△648	2,188	3,687	6,181
当期純利益	△1,192	△690	2,072	2,349	3,922
利益剰余金	△110	△1,302	79	2,429	6,350

(参考) ㈱VIPは、開設計画の7地域のうち、「関東・甲信越」(本年6月予備免許)、「九州・沖縄」(本年7月予備免許)及び今般免許申請する「近畿」については平成27年度中に放送開始を予定。また、今後免許申請予定の「東北」、「東海・北陸」及び「中国・四国」については平成28年度内、「北海道」については平成30年度内の放送開始をそれぞれ見込んでいる。事業収支見積りはこのスケジュールを前提としている。

○キャッシュフロー

・5年間のキャッシュフロー計算書によれば、特定基地局の整備等に充てる資金として、申請者㈱VIPの親会社であるBIC(株)から約90億円(※1)を借り入れることとしている等、期間を通して資金不足とならない計画となっている。

・また、BIC(株)においては、㈱VIPへの貸付に充てる資金として、5年間で約88億円(※2)の外部資金調達を行う計画。
調達方法としては増資を優先し、不足分については銀行からの融資を受ける方向(融資検討表明書等の添付あり)。

(※1: 7月時点の約72億円から18億円増。BIC(株)からの借入増により対応。)

(※2: 7月時点の約72億円から16億円増。増資及び融資の計画を見直し対応。)

⇒ 以上のとおり、事業収支見積り等の記載内容は、客観的に適切なものであり、確実に事業計画を実施することができるものであると認められる。

平成27年10月14日

99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する
移動受信用地上基幹放送の業務の認定について
(平成27年10月14日 諮問第29号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(藤原課長補佐、高橋主査)

電話：03-5253-5737

99MHz を超え 108MHz 以下の周波数を使用する 移動受信用地上基幹放送の業務の認定について ～関東・甲信越広域圏及び九州・沖縄広域圏～

1 これまでの経緯

平成 25 年 12 月に、地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い利用可能となった周波数帯の一部（99MHz～108MHz）を使用し、地方ブロックを放送対象地域とした移動受信用地上基幹放送（以下「V-Low マルチメディア放送」という。）に関する制度整備を行った。

平成 26 年 7 月には V-Low マルチメディア放送の特定基地局に係る株式会社 VIP の開設計画を認定し、平成 27 年 6 月には九州・沖縄広域圏、同年 7 月には関東・甲信越広域圏の親局予備免許をそれぞれ交付した。

両広域圏における V-Low マルチメディア放送の業務認定について、同年 6 月 11 日から同年 7 月 10 日まで申請を受け付けたところ、東京マルチメディア放送株式会社及び九州・沖縄マルチメディア放送株式会社から、それぞれ合計 6 セグメント（Channel-Lo（3 セグメント）及び Channel-V（3 セグメント））の申請があった。

2 申請概要

別紙 1 のとおり。

3 審査の概要

東京マルチメディア放送株式会社及び九州・沖縄マルチメディア放送株式会社の V-Low マルチメディア放送の業務について、全ての申請は、

- ①放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 93 条第 1 項
- ②基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成 27 年総務省令第 26 号）第 8 条
- ③基幹放送普及計画（昭和 63 年郵政省告示第 660 号）第 2
- ④放送法関係審査基準（平成 23 年総務省訓令第 30 号）第 10 条の 3 及び別紙 2 の各規定に適合するものであり、申請のとおり認定を行うことが適当であると認められる。

なお、いずれの申請においても、希望する周波数に関する優先順位の設定はなかったことから、放送法第 94 条第 1 項の規定に基づく 3 セグメント形式の OFDM フレームの中央の周波数の指定については、両広域圏において、Channel-Lo を 104.142857MHz、Channel-V を 105.428571MHz とする（別紙 2 参照）。

（注）Channel-Lo 及び Channel-V は、申請者による呼称である。

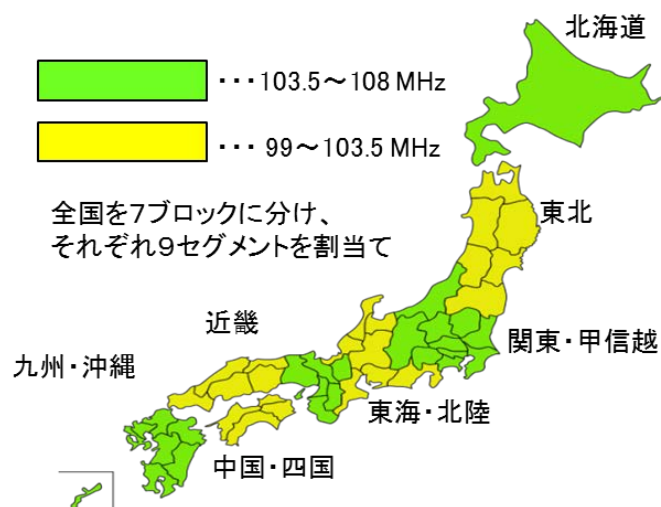
申請概要

放送対象 地域	関東・甲信越広域圏		九州・沖縄広域圏	
申請者名	東京マルチメディア放送株式会社		九州・沖縄マルチメディア放送株式会社	
代表者名	代表取締役社長 藤 勝之		代表取締役社長 佐々木 克	
会社設立	平成 21 年 10 月 7 日		平成 21 年 10 月 7 日	
資本金	10.1 億円		4.5 億円	
主要株主 (※)	BIC 株式会社		BIC 株式会社、株式会社エフエム福岡、 株式会社ジャパンエフエムネットワーク、株式会社エフエム東京	
	Channel-Lo	Channel-V	Channel-Lo	Channel-V
使用する OFDM フレーム及び セグメント数	3 セグメント形式の OFDM フレーム 3 セグメント	3 セグメント形式の OFDM フレーム 3 セグメント	3 セグメント形式の OFDM フレーム 3 セグメント	3 セグメント形式の OFDM フレーム 3 セグメント
番組数	2 番組	4 番組	3 番組	5 番組（うち 1 番組は左と重複）
番組名 (仮称)	TOKYO SMARTCAST チャンネル CREATOR' S チャンネル	Amanek チャンネル MUSIC SELECT チャンネル (the classic) MUSIC SELECT チャンネル (the jazz) MUSIC SELECT チャンネル (the sound)	TOKYO SMARTCAST チャンネル CREATOR' S チャンネル Q リーグ・ブロックチャンネル	Amanek チャンネル MUSIC SELECT チャンネル (the classic) MUSIC SELECT チャンネル (the jazz) MUSIC SELECT チャンネル (the sound) Q リーグ・ブロックチャンネル

※：主要株主は、議決権の比率が 10%未満のものについては、掲載を省略。

地方ブロック向け V-Low マルチメディア放送におけるセグメント利用のイメージ

- 99MHz を超え 108MHz 以下の周波数帯のうち、関東・甲信越広域圏及び九州・沖縄広域圏において使用できる周波数は、103.5MHz を超え 108MHz 以下としている。
- V-Low マルチメディア放送のソフト事業者の募集に当たっては、三の3セグメント形式の OFDM フレームを設定している。
- 一のソフト事業者が申請できるセグメント数は、一の放送対象地域において、最大で6セグメントとしている。



東京マルチメディア放送（株）及び九州・沖縄マルチメディア放送（株）の放送番組の主な内容

	Channel-L	Channel-V
リアルタイム型放送番組	音楽、エンターテインメント、ドラマ、バラエティ、スポーツ、文化教養、教育、ニュース、天気、交通情報、安心・安全情報、簡易動画（ショートムービー、アニメ等）、番組連動情報（楽曲名、アーティスト名、ライブテキスト等）	音楽、エンターテインメント、ドラマ、バラエティ、スポーツ、文化教養、教育、ニュース、天気、交通情報、安心・安全情報、TTS（Text to Speech）用データ（地域交通情報、ドライブ情報、地域情報等）
蓄積型放送番組	音楽配信データ、ゲーム配信データ、クーポン・電子チラシデータ、制御用データ、デジタルサイネージ用データ、安心・安全情報等	リアルタイム型放送番組と連動するデータ放送（テキスト・画像・映像・リンク情報等）、交通情報、安心・安全情報、デジタルサイネージ用データ、テレマティクス情報、駐車場満空情報データ

デジタルラジオ （音声）

- ・ラジオをクリアな音声で提供



地域情報・災害情報 （映像・音声）

- ・詳細な地域情報、輻輳のない放送の特性を活かした迅速な災害情報の提供



交通情報 （映像・音声）

- ・詳細な道路・交通情報・周辺地域情報の提供
- ・災害時のドライバーへの情報提供



電子チラシ・サイネージ等 （映像）

- ・タブレット等への電子チラシやバス内・街中等にあるサイネージへの情報等を提供

